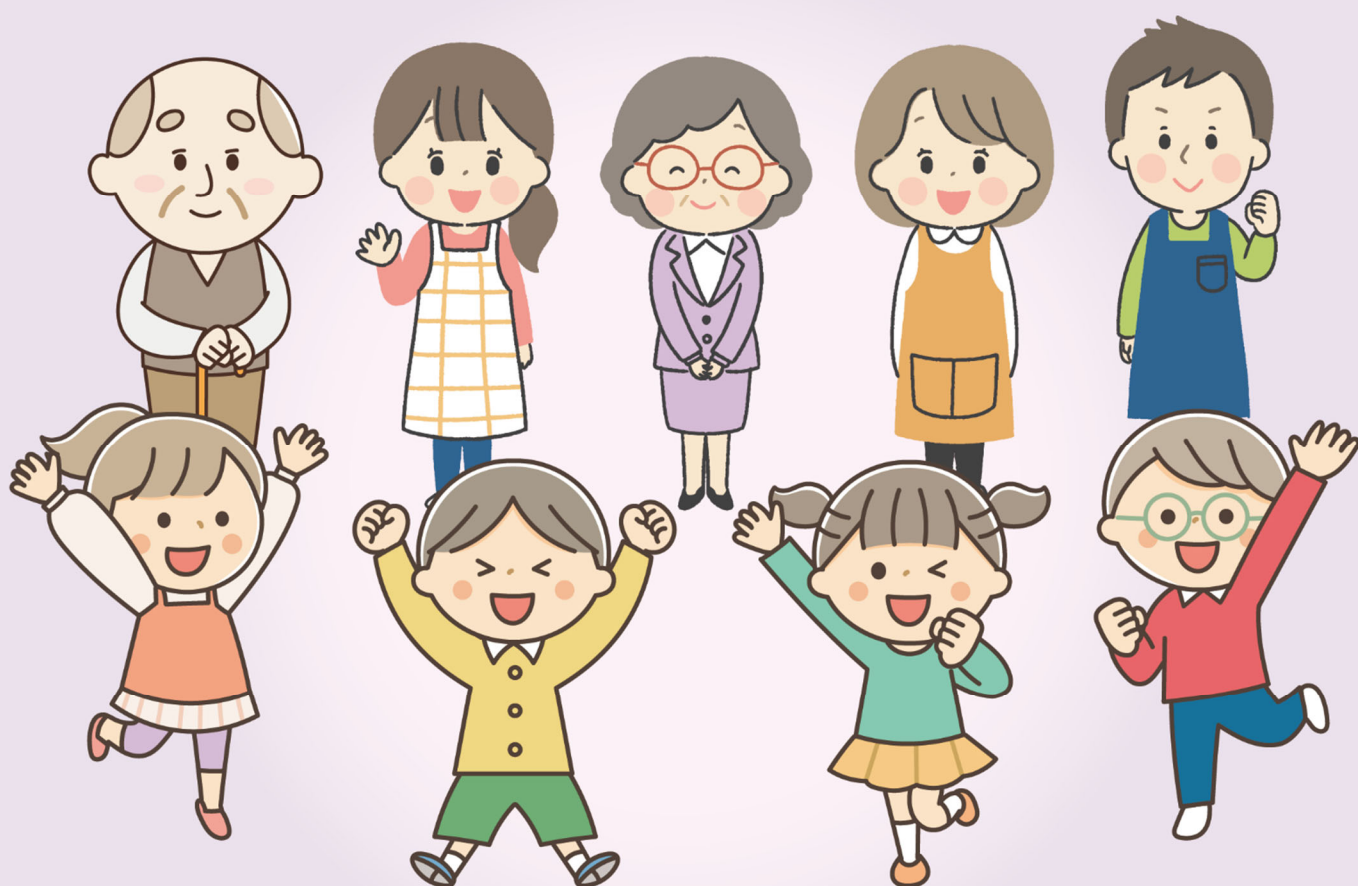


富谷市こども未来応援プラン

令和6年度～令和10年度



令和6年3月

 富谷市

はじめに

本市は、平成 30 年 11 月に「子どもの権利条約」に基づいた「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行うとともに、令和 3 年 12 月には、ユニセフから、全国初となる「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体」の承認を受け、子どもにやさしいまちづくりと子育てにやさしいまちづくりに全力で取り組んでおります。

近年、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰等、こどもを取り巻く環境がたいへん厳しい中、令和 3 年の国民生活基礎調査において、我が国の「子どもの貧困率」は 11.5%という状況にあります。一方、本市における「子どもの貧困率」は、令和 4 年 12 月に実施した子どもの生活実態調査において 7.6%となっており、全国平均より低い状況にありますが、引き続き、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、すべてのこどもが将来に向けて夢や希望を持って成長できる社会の構築を目指していく必要があります。

このような中、本市で初めて実施した、子どもの生活実態調査により、こどもの貧困の状況や生活の実態把握、ヤングケアラーの状況について調査及び分析を行い、その対策を総合的に推進するため、「富谷市こども未来応援プラン」を策定いたしました。

令和 5 年 4 月から実施している、県内 14 市で初となる小・中学校給食費の完全無償化や 18 歳までの子ども医療費の完全無償化など、本市独自の経済的支援をはじめ、社会全体でこどもと家庭を支え、妊娠、出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援を引き続き行ってまいります。

本プランの推進にあたっては、庁内連携はもとより、市民の皆様や関係機関等と連携を図ることが重要と考えておりますので、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたりまして、富谷市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、実態調査にご協力いただきました市民の皆様、関係機関各位に心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月



富谷市長 若生 裕俊

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の経緯と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	3
5 計画の進行管理.....	4
第2章 富谷市のこどもの貧困の現状.....	5
1 こどもの貧困の定義.....	5
2 年少人口等の推移.....	6
3 生活保護世帯数の推移.....	7
4 ひとり親世帯の状況.....	9
5 就学援助の状況の推移.....	11
6 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの状況.....	12
7 貧困率の状況.....	13
8 「子どもの生活に関する実態調査」の結果より見た現状.....	14
9 こどもの生活に関するヒアリングのまとめ.....	51
10 課題とその解決に向けた方向性.....	53
第3章 計画の基本的な考え方.....	55
1 基本理念.....	55
2 基本目標.....	56
3 計画を推進する重点的な取組（計画の体系）.....	58
第4章 こどもの貧困対策の重点的な取組.....	59
基本目標1 教育の支援.....	59
(1)「学校」をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困対策の展開.....	60
(2)教育の機会均等の推進.....	61

基本目標２ 切れ目のない生活の安定に資する支援.....	63
（１）保護者の生活支援.....	64
（２）こどもの生活支援.....	67
（３）こどもの就学・就労支援.....	69
基本目標３ 職業生活の安定と向上に資する就労の支援.....	71
（１）保護者の就労支援.....	72
（２）経済的な支援.....	73
基本目標４ こども・家庭に支援がつながる連携支援体制の強化.....	74
（１）早期発見するための取組及び相談窓口の充実.....	75
（２）連携体制の強化・支援人材の育成.....	77
（３）社会全体でのこどもの支援.....	78
（４）こどもの貧困対策に関する情報の収集.....	79
○ こどもの貧困に関する指標.....	80

参考資料	81
１ 策定経過.....	81
２ 富谷市子ども・子育て会議委員名簿.....	82
３ 富谷市子ども・子育て会議条例.....	83

注：「子ども」と「子供」の表記の混在について

新聞やマスコミ等の報道においては両方の表記が使われていますが、行政機関によっても表記が異なります。文部科学省は「子供」で表記し、厚生労働省は「子ども」で表記しています。本計画の文章中、各省庁所管の法令等の表記はそのまま使用していますが、それ以外の表記は「こども」または「子ども」で統一しています。

